

「働き方」が変わります!!

～働き方改革関連法の概要について～

平成30年6月29日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、今年4月以降順次施行される予定となっています。働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。働き方改革関連法の概要、施行時期についてご紹介します。

改正内容	施行期日	
	残業時間の上限規制	2019年4月1日
2020年4月1日		中小企業
「勤務間インターバル」制度の導入促進	2019年4月1日	
年5日間の年次有給休暇の取得(企業に義務づけ)	2019年4月1日	
月60時間超の残業の割増賃金率引上げ	2023年4月1日	中小企業
労働時間の客観的な把握(企業に義務づけ)	2019年4月1日	
「フレックスタイム制」の拡充	2019年4月1日	
「高度プロフェッショナル制度」を創設	2019年4月1日	
産業医・産業保健機能の強化	2019年4月1日	
	2021年4月1日	中小企業
不合理な待遇差の禁止 パートタイム労働者・有期雇用労働者	2020年4月1日	大企業
	2020年4月1日	
不合理な待遇差の禁止 派遣労働者	2020年4月1日	

※大企業・中小企業の定義: 中小企業基本法の定義に基づきます。

I. 労働時間法制の見直し

(1) 残業時間の上限規制

これまで、残業時間の上限がありませんでしたが、法改正後は、法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

